

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 いのししに係る家畜注射手数料等の額を定めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第6関係）
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額の区分を改めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第7関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和4年2月20日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例（条例第58号）

- 1 地方税法第3条の規定に基づき、県税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 法令の適用について定めることとした。（第2条関係）
- 3 用語について定めることとした。（第3条関係）
- 4 税目について定めることとした。（第4条関係）
- 5 広域振興局長に対する知事の権限委任について定めることとした。（第5条関係）
- 6 徴収の引継ぎについて定めることとした。（第6条関係）
- 7 行政手続条例の適用除外について定めることとした。（第7条関係）
- 8 条例施行の細目について定めることとした。（第8条関係）
- 9 課税地について定めることとした。（第9条関係）
- 10 申告書等の提出先について定めることとした。（第10条関係）
- 11 申告書等への個人番号等の記載について定めることとした。（第11条関係）
- 12 納税管理人について定めることとした。（第12条関係）
- 13 不申告に関する過料について定めることとした。（第13条関係）
- 14 課税漏れ等に係る県税の取扱いについて定めることとした。（第14条関係）
- 15 随時に課する県税等の納期について定めることとした。（第15条関係）
- 16 災害等による期限の延長について定めることとした。（第16条関係）
- 17 徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法について定めることとした。（第17条関係）
- 18 徴収猶予の申請手続等について定めることとした。（第18条関係）
- 19 徴収の猶予を受けた場合の差押財産の解除の申請手続について定めることとした。（第19条関係）
- 20 職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等について定めることとした。（第20条関係）
- 21 申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等について定めることとした。（第21条関係）
- 22 担保を徴する必要がある場合について定めることとした。（第22条関係）
- 23 徴収金の納付又は納入の手続について定めることとした。（第23条関係）
- 24 過誤納金の還付の請求手続について定めることとした。（第24条関係）
- 25 予納の手続について定めることとした。（第25条関係）
- 26 納税証明書の交付の請求手続及び手数料について定めることとした。（第26条関係）
- 27 県民税の賦課徴収について定めることとした。（第27条関係）
- 28 所得割の税率について定めることとした。（第28条関係）
- 29 寄附金税額控除の対象となる寄附金について定めることとした。（第29条関係）
- 30 個人の均等割の税率について定めることとした。（第30条関係）
- 31 個人の県民税の賦課徴収状況に関する報告について定めることとした。（第31条関係）
- 32 個人の県民税に係る徴収取扱費の交付について定めることとした。（第32条関係）
- 33 法人税割の税率について定めることとした。（第33条関係）

- 34 法人の均等割の税率について定めることとした。(第34条関係)
- 35 法人の均等割の課税免除について定めることとした。(第35条関係)
- 36 利子割の特別徴収義務者の指定について定めることとした。(第36条関係)
- 37 営業所等設置等の届出について定めることとした。(第37条関係)
- 38 配当割の特別徴収義務者の指定について定めることとした。(第38条関係)
- 39 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定について定めることとした。(第39条関係)
- 40 事業税の賦課徴収について定めることとした。(第40条関係)
- 41 法人の課税標準の区分経理の義務について定めることとした。(第41条関係)
- 42 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人の付加価値額等の区分計算方法についての承認手続について定めることとした。(第42条関係)
- 43 法人の事業税の税率について定めることとした。(第43条関係)
- 44 法人の事業開始等の申告義務について定めることとした。(第44条関係)
- 45 地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の手続について定めることとした。(第45条関係)
- 46 個人の課税標準の区分経理の義務について定めることとした。(第46条関係)
- 47 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人の所得の区分計算方法についての承認手続について定めることとした。(第47条関係)
- 48 個人の事業税の税率について定めることとした。(第48条関係)
- 49 個人の事業税の納期について定めることとした。(第49条関係)
- 50 個人の事業開始等の申告義務について定めることとした。(第50条関係)
- 51 個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の求めについて定めることとした。(第51条関係)
- 52 個人の事業税の減免について定めることとした。(第52条関係)
- 53 地方消費税の賦課徴収について定めることとした。(第53条関係)
- 54 不動産取得税の賦課徴収について定めることとした。(第54条関係)
- 55 地方税法施行規則第7条の3第4項並びに第7条の3の2第4項及び第5項に規定する補正の方法の申出について定めることとした。(第55条関係)
- 56 不動産取得税の課税標準の特例について定めることとした。(第56条関係)
- 57 不動産取得税の税率について定めることとした。(第57条関係)
- 58 不動産取得税の納期について定めることとした。(第58条関係)
- 59 不動産取得に係る申告義務等について定めることとした。(第59条関係)
- 60 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知について定めることとした。(第60条関係)
- 61 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額について定めることとした。(第61条関係)
- 62 耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する不動産取得税の減額等の申告について定めることとした。(第62条関係)
- 63 住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告について定めることとした。(第63条関係)
- 64 住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の還付の申請について定めることとした。(第64条関係)
- 65 不動産取得税の課税免除について定めることとした。(第65条関係)
- 66 不動産取得税の減免について定めることとした。(第66条関係)
- 67 県たばこ税の賦課徴収について定めることとした。(第67条関係)
- 68 県たばこ税の普通徴収の方法による場合の納期について定めることとした。(第68条関係)
- 69 ゴルフ場利用税の賦課徴収について定めることとした。(第69条関係)
- 70 ゴルフ場利用税の税率について定めることとした。(第70条関係)

- 71 ゴルフ場利用税の税率の特例等について定めることとした。(第71条関係)
- 72 特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定等について定めることとした。(第72条関係)
- 73 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の指定について定めることとした。(第73条関係)
- 74 ゴルフ場利用税の利用料金の表示義務について定めることとした。(第74条関係)
- 75 ゴルフ場利用税の利用料金の表示義務に関する罪について定めることとした。(第75条関係)
- 76 ゴルフ場利用税の納期限等について定めることとした。(第76条関係)
- 77 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等について定めることとした。(第77条関係)
- 78 ゴルフ場利用税の記帳及び保存の義務について定めることとした。(第78条関係)
- 79 帳簿の電磁的記録による保存等について定めることとした。(第79条関係)
- 80 帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等について定めることとした。(第80条関係)
- 81 電子計算機を使用して作成する帳簿の保存等の特例に関する条例の規定の適用について定めることとした。(第81条関係)
- 82 電子計算機を使用して作成する帳簿の保存等の特例に関する規則への委任について定めることとした。(第82条関係)
- 83 軽油引取税の賦課徴収について定めることとした。(第83条関係)
- 84 軽油引取税の特別徴収義務者の指定等について定めることとした。(第84条関係)
- 85 軽油引取税の特別徴収義務者の登録等について定めることとした。(第85条関係)
- 86 軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付について定めることとした。(第86条関係)
- 87 免税証に記載された販売業者以外の販売業者からの免税軽油の引取りについて定めることとした。(第87条関係)
- 88 免税軽油使用者証の手数料について定めることとした。(第88条関係)
- 89 免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例について定めることとした。(第89条関係)
- 90 軽油引取税の徴収猶予について定めることとした。(第90条関係)
- 91 軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請について定めることとした。(第91条関係)
- 92 軽油を返還した場合における措置について定めることとした。(第92条関係)
- 93 免税軽油以外の軽油を引取り後において免税用途に供した場合における措置について定めることとした。(第93条関係)
- 94 自動車税の賦課徴収について定めることとした。(第94条関係)
- 95 環境性能割の納付の方法について定めることとした。(第95条関係)
- 96 環境性能割納税証紙印の形式等について定めることとした。(第96条関係)
- 97 始動票札について定めることとした。(第97条関係)
- 98 環境性能割の課税免除について定めることとした。(第98条関係)
- 99 環境性能割の減免について定めることとした。(第99条関係)
- 100 種別割の税率について定めることとした。(第100条関係)
- 101 種別割の納期について定めることとした。(第101条関係)
- 102 証紙等による種別割の徴収の方法について定めることとした。(第102条関係)
- 103 種別割納税証紙印の形式等について定めることとした。(第103条関係)
- 104 種別割の徴収の方法の特例について定めることとした。(第104条関係)
- 105 種別割の納税義務者の申告義務について定めることとした。(第105条関係)
- 106 所有権留保付自動車に係る売主の報告義務について定めることとした。(第106条関係)
- 107 中古商品自動車に対する種別割の減額について定めることとした。(第107条関係)
- 108 種別割の課税免除について定めることとした。(第108条関係)
- 109 生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する種別割の課税免除について定めることとした。(第109条関係)
- 110 身体障害者等に対する種別割の課税免除について定めることとした。(第110条関係)
- 111 身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の課税免除について定めることとした。(第111条関係)

- 112 社会福祉事業等の用に供する自動車に対する種別割の課税免除について定めることとした。(第112条関係)
- 113 種別割の軽減について定めることとした。(第113条関係)
- 114 種別割に係る証明書の交付について定めることとした。(第114条関係)
- 115 鉦区税の賦課徴収について定めることとした。(第115条関係)
- 116 鉦区税の納期について定めることとした。(第116条関係)
- 117 鉦区税の納税義務者の申告義務について定めることとした。(第117条関係)
- 118 鉦区税に係る証明書の交付について定めることとした。(第118条関係)
- 119 固定資産税の賦課徴収について定めることとした。(第119条関係)
- 120 固定資産税の税率について定めることとした。(第120条関係)
- 121 固定資産税の納期について定めることとした。(第121条関係)
- 122 狩猟税の賦課徴収について定めることとした。(第122条関係)
- 123 狩猟税の徴収の方法について定めることとした。(第123条関係)
- 124 狩猟税の賦課期日について定めることとした。(第124条関係)
- 125 狩猟税の申告について定めることとした。(第125条関係)
- 126 狩猟税の納付の方法等について定めることとした。(第126条関係)
- 127 施行期日等

- (1) この条例は、令和4年1月1日から施行することとした。(附則第1条関係)
- (2) 岩手県県税条例を廃止することとした。(附則第2条関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3条～第9条関係)
- (4) 個人の県民税の税率の特例等について定めることとした。(附則第10条～第22条関係)

◎岩手県県税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第59号)

- 1 岩手県県税条例の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 岩手県収入証紙条例(第1条関係)
 - (2) 県立都市公園条例(第2条関係)
 - (3) 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例(第3条関係)
 - (4) 住民基本台帳法施行条例(第4条関係)
 - (5) いわたの森林づくり県民税条例(第5条関係)
 - (6) 特定区域における産業の活性化に関する条例(第6条関係)
 - (7) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例(第7条関係)
 - (8) 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例(第8条関係)
 - (9) 岩手県県税条例(第9条関係)

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和4年1月1日から施行することとした。ただし、1(9)及び2(2)は、同年4月1日から施行することとした。(附則第1条関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～第5条関係)

◎岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第60号)

- 1 産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等をもって当該産業廃棄物税関係帳簿の保存等に代える場合において局長の承認を要しないこととする等所要の改正をすることとした。(第23条～第25条関係)
- 2 その他所要の改正をすることとした。(第3条、第5条、第7条～第9条、第17条関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第61号)

1 東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定について、当分の間、基準額を引き上げることとした。(附則第9項関係)

2 東日本大震災の被災者等の高額所得者に対する明渡しの請求について、当分の間、行わないことができることとした。(附則第10項関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第62号)

1 クロスボウに係る次に掲げる手数料を徴収することとした。(別表第6関係)

(1) 所持許可者銃砲等所持許可申請手数料

(2) 銃砲刀剣類所持許可申請手数料

(3) 外国人選手銃砲刀剣類所持許可申請手数料

(4) 許可証書換手数料

(5) 許可証再交付手数料

(6) 許可更新申請手数料

(7) 記載許可更新申請手数料

(8) 経験者クロスボウ講習手数料

(9) クロスボウ講習手数料

(10) クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

2 経験者猟銃等講習手数料の範囲を拡大することとした。(別表第6関係)

3 施行期日

この条例は、令和4年3月15日から施行することとした。(附則関係)